

社会福祉法人甲山福祉センター
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

すべての職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、両立支援制度を充実させ、働きやすい雇用環境の整備を推進するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

2. 内容

目標 1

妊娠中の職員及び子育てを行う職員が、仕事と家庭を両立できるよう支援する。

＜対策＞

- ・妊娠中、出産後の女性職員の健康確保のため、利用できる制度の周知、情報提供及び相談体制の充実を図る。
- ・育児休業の取得や職場復帰がしやすい環境整備のため、育児休業中の代替要員の確保及び業務内容、業務体制の見直しを行う。
- ・子育て中の職員が利用できる保育施設の確保に努める。
- ・職員が利用可能な、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ制度を整備する。

目標 2

子育て中の職員の多様な働き方を支援する。

＜対策＞

- ・育児のための短時間勤務制度の見直しを行う。

目標 3

係長以上の役職に占める女性の割合60%以上を維持する。

＜対策＞

- ・人事評価制度の適正な運用を定着させ、人事評価と人材育成の一体化を図る。
- ・職員の希望や目標を共有する取組みを通じて、職員とのコミュニケーションを深め、人材育成を進める。

目標 4

男性職員の育児休業取得者を年間5名以上とする。

＜取組内容＞

- ・育児休業制度の周知を行い、制度の利用定着を図る。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】（2026年4月1日現在）

・労働者に占める女性労働者の割合

全職員：66.9%

（正 規：68.8%）

（非正規：64.6%）

・係長級にある者に占める女性労働者の割合

53.8%（14人／26人）

・管理職に占める女性の割合

43.2%（16人／37人）

・男女の賃金の差異

全職員：89.3%

（正 規：84.0%）

（非正規：93.1%）

対象期間 2025年4月1日～2026年3月31日

・男女の平均継続勤務年数の差異

全職員 男性： 9.8年 女性： 9.2年 差異：0.6年

（正 規） 男性：13.4年 女性：11.4年 差異：2.0年

（非正規） 男性： 5.9年 女性： 6.3年 差異：0.4年